## 岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年12月26日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

## 1 通知すべき書面

高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事(宮守インターチェンジ(仮称)から東和インターチェンジまで)及び これに伴う農業用道路付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書

2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏 名
不明	登記記録の表題部所有者 ほか7名又はその相続人

## 3 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記 簿の地積	実測地積	収用しようとする 土地の面積	実地の状況	備考
岩手県奥州市江刺区 梁川字大洞	454番	ため池	315 m²	315. 47 m²	$309.48\mathrm{m}^2$	ため池	別図に赤色で表示 する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成24年1月16日をもって通知があったものとみなされます。